

お知らせ

旅券(パスポート)を申請する皆さんへ

旅券申請への住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)の利用開始について

旅券申請に住民票の写しの提出が原則不要となります

4月21日(月)から旅券申請への住基ネットの利用が開始されました。愛媛県内に住民登録がある方が愛媛県で旅券を申請する場合、原則として、住民票の写しの提出が不要となります。(ただし、本人確認書類によっては必要な場合があります。)

旅券を申請される際に、申請者本人が自分の住民票コードがわかる場合は、できるだけ住民票コードをご記入ください。旧様式の申請書を使用する場合は、住所欄の余白にご記入ください。分からない場合は、記入しなくてもかまいません。

ただし、申請者と同一の世帯に属さない方が申請書類を提出する場合は、住民票コード欄は空欄としてください。

また、代理の方にコード番号を告げる必要ありません。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

愛媛県パスポートセンター

☎ 923-5456

農薬取締法が改正されました

3月10日(月)から改正農薬取締法が施行されました。主な改正点は

- ① 無登録農薬の製造、輸入、使用の禁止(無登録農薬の販売は従来から禁止)
- ② 農薬使用基準に違反する農薬使用の禁止
- ③ 罰則の強化

などです。農薬は農林水産省の登録番号のあるものを、ラベルをよく読んで使いました。詳しい農薬情報は、農林水産省ホームページの「農薬コーナー」をご覧ください。農林水産省ホームページ

<http://www.maff.go.jp/nouyaku/>

JR松山駅付近連続立体交差事業に係る「環境影響評価方法書」の縦覧について

県では、県都の陸の玄関口にふさわしいまちづくりを実現するため、「JR予讃線松山駅付近の連続立体交差化」の計画を進めています。この事業は、愛媛県環境影響評価条例の対象事業であり、この条例にもとづく環境アセスメントの調査を進めるため、『環境影響評価方法書』を作成しました。

この『環境影響評価方法書』とは、事業者が環境アセスメントにかかる調査を実施する前に、事業に関する情報や環境影響評価項目、調査・予測の手法などの計画をとりまとめたものです。これを公表し、住民の皆さんの意見を聞くことによって、環境アセスメントを適切に行う仕組みとされています。

☆縦覧期間

6月10日(火)～7月9日(水)
9時～17時(土・日曜日は除く)

☆縦覧場所

県庁土木部道路都市局都市計画課、松山市役所環境部環境指導課、伊予市役所都市建設課、松前町役場まちづくり課

☆意見書の提出

各縦覧場所で、環境保全の見地から知事宛てに意見書の提出ができます。

☆意見書の提出期限

7月23日(水)

問い合わせ

松前町役場まちづくり課 ☎ 985-4123
県庁土木部道路都市局都市計画課 ☎ 912-2741

JR松山駅付近連続立体交差事業位置図



環境アセスメントの流れ

